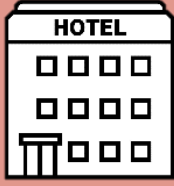


STEP 1

特別徴収義務者登録の手順（簡易版）



01 旅館業の
営業許可

手続きは施設所在地を管轄する保健所で行います。

02 特別徴収義務者
登録が必要か否
かの判断

「登録が必要な方」

旅館・ホテルの経営をする方で、1人1泊税抜きの
宿泊料金(※)が10,000円以上の宿泊があり、
特別徴収義務者としての登録が済んでいない方
(料金改定で新たに宿泊税の対象となる場合を含む)

「登録が不要な方」

料金設定等により1人1泊税抜きの宿泊料金(※)で、10,000円
以上の宿泊がなく、申告納入すべき宿泊税額が年間を通じて
発生しないことが**確実である**旅館・ホテルの経営者の方
(ただし、**料金の改定などにより、新たに宿泊税の対象とな
る場合には、登録が必要になります。**)
旅館業の種類が、「**簡易宿所営業**」及び「**下宿営業**」の方は
登録が不要です。

03 登録申請書
の準備・
作成

「宿泊税特別徴収義務者登録申請書」はこちらからダウンロードできま
す。
千代田都税事務所窓口でも配付しています。
「宿泊税特別徴収義務者登録申請書 記載の手引」はこちらです。
(申請書見本)

04 添付資料の
準備

「添付書類」(いずれも写しで可)

- 「商業登記簿謄本(登記事項証明書)」
(個人の場合には、経営者の「住民票の写し」)
- 「旅館業営業許可証」 □ 「宿泊約款」
- 「宿泊料金表」
- 経営を委託している場合には「経営委託契約書」



05 登録申請書・
添付書類の提出

郵送又は持参のほか、電子申請も可能です

「郵送先」

〒101-8520 東京都千代田区内神田2-1-12
東京都千代田都税事務所事業税課 宿泊税担当

「持参先」

お近くの都税事務所、都税支所及び支庁窓口

「電子申請」

「eLTAX (https://www.eltax.lta.go.jp/)」より申請できます。



06 特別徴収義務者
証票の郵送・
受領証の返送

特別徴収義務者証票が郵送されます。(証票の見本→)
受領証が同封されますので、返送をお願いします。



07 証票の掲示

証票は、旅館・ホテルの宿泊者が見やすい箇所に掲示する義務があり
ます。

08 帳簿・書類の
記載と保存

「以下の事項を帳簿に記載し、申告納期限から**5年間**保存
してください」

宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、
宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額

「以下の書類を作成し、申告納期限から**2年間**保存してください」

宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者
数、宿泊料金、宿泊税額が記載されているもの



ここ重要！

※宿泊税における「宿泊料金」とは？

- 「**宿泊料金**」に含まれるもの
- ・宿泊料
 - ・宿泊者の意思に関わりなく請求される 寝具使用料、入浴料、寝衣代、冷暖房料、清掃料、サービス料、奉仕料 等
 - ・宿泊補助金、宿泊助成金その他これらに類するものとして、宿泊者以外の者から当該宿泊に関してホテル等に支払うべき金額
- 「**宿泊料金**」に含まれないもの
- ・宿泊に伴い提供される食事及び飲食に係る金額
 - ・遊興、飲食、宴会、結婚式、駐車場使用、休憩(ホテル等が宿泊として取り扱っているものを除く) 等
 - ・消費税、地方消費税、入湯税などの租税
 - ・自動車代、たばこ代、電話代、クリーニング代などの立替金
 - ・宿泊者から任意に支払われた心付け、チップ、祝儀等



詳細は、[宿泊税トップページにある「宿泊税の手引」](#)を参照してください。

【郵送先・お問い合わせ先】

〒101-8520 東京都千代田区内神田2-1-12
東京都千代田都税事務所 事業税課宿泊税担当 (電話：03-3525-7183(直通))